

# 三重ファンコミュニティの活性化による首都圏プロモーション事業業務委託 に係る企画提案コンペ 参加仕様書

## 1 委託業務の名称

三重ファンコミュニティの活性化による首都圏プロモーション事業業務委託

## 2 委託業務の目的

首都圏営業拠点「三重テラス」では、令和5年度から令和9年度を第3ステージとして、首都圏と三重県の様々な関係者の交流を促進することにより、一層の観光や物産購入のきっかけづくりや、地域課題の解決につながるような自発的な取組の創出を目指しています。

そのような中、首都圏在住で三重テラスを通じてつながった人たちが、三重の魅力発信に資する活動を行うコミュニティ（三重ファンコミュニティという。）を作り、興味のあるテーマでイベントを行うなど、自主的な活動も始まっています。

本事業は、三重ファンコミュニティの活動を拡大するとともに、新たに三重ファンコミュニティを立ち上げようとする活動を支援することにより、三重テラスが「三重と出会い、つながる場」であることを広く周知し、首都圏での三重ファンコミュニティの活性化及び三重の魅力発信と観光誘客に資することを目的とします。

## 3 委託業務の概要

### (1) 委託期間

契約日から令和7年3月21日まで

### (2) 委託業務の内容

別添「業務仕様書」のとおり

## 4 契約上限額 7, 226, 499円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

### (1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

### (2) 最優秀提案者資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 6 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「三重ファンコミュニティの活性化による首都圏プロモーション事業業務委託 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定する。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

(ア) 提出書類及び部数

①企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）・・・・・・・・・・1部

②「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し・・・・・・・・・・1部

※企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（様式1-1）も1部添付すること。

(イ) 提出期限 令和6年5月29日（水）17時00分まで

(ウ) 提出先 三重県雇用経済部県産品振興課

(エ) 提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便

(オ) 結果通知 令和6年6月10日（月）までに電子メールで通知する。

(2) 企画提案書等の提出

(ア) 提出書類及び部数

①企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・8部

※企画提案書は、A4版（A3版による折り込み可）・両面印刷・長辺綴じ・文字サイズ12ポイント以上・表紙を含め20ページ以内とすること。

②見積書・・・・・・・・・・8部（正本は1部でも可）

※見積書には、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。

※経費は、個々の積み上げによる実費を原則とし、具体的な経費の内訳が分かるよう記載すること。

③提案事業者の活動概要がわかる資料（組織概要や体制等がわかる書類。自社パンフレット等）・・・・・・・・・・8部（正本1部、写し7部）

(イ) 提出期限 参加資格確認結果の通知から令和6年6月12日（水）17時00分まで

(ウ) 提出先 三重県雇用経済部県産品振興課

(エ) 提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便

(3) 企画提案書に関する留意事項

企画提案書について、以下のア～オの事項についてできる限り具体的な提案内容を記載すること。

ア 業務の実施体制

・業務実施体制（実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名）

・業務に関するその他の組織等との連携体制

イ 提案書の概要

・提案内容のポイント

ウ 三重ファンコミュニティの活性化に向けた実践型講座の開催

・実践型講座のプログラム及び具体的な内容

・招聘する講師及びゲスト（プロフィール含む。）

・受講者の募集方法

エ 実践型講座の受講者による合同成果発表会の開催

- ・ 合同成果発表会の具体的な実施内容
- ・ 観覧者及び視聴者の募集方法
- オ コーディネーター及びサブコーディネーターの配置
  - ・ コーディネーター及びサブコーディネーターの経歴・実績・専門性
  - ・ 受講者からの相談への対応体制
- カ 業務実施スケジュール
  - ・ 令和6年7月上旬に契約締結することを前提に、令和6年7月上旬から令和7年3月21日までの業務実施スケジュールを記載すること。
- キ その他
  - ・ その他、契約の範囲内で本事業の趣旨を実現するため、他に魅力的な追加提案があれば記載すること。
  - ・ 過去3年間に、類似業務の受託実績とその成果があれば記載すること。

#### (4) 選定のための評価基準

##### (ア) 目的適合性

- ・ 仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。

##### (イ) 企画性（比重配点×2）

- ・ 実践型講座や合同成果発表会の内容が、三重ファンコミュニティの活性化や三重の魅力発信及び観光誘客に資する具体的な提案内容になっているか。
- ・ 実践型講座の受講者募集や合同成果発表会の観覧者及び視聴者募集について、首都圏を中心に広く周知を行う具体的な提案内容になっているか。

##### (ウ) 専門性（比重配点×2）

- ・ 本業務を遂行する上で必要な知識やノウハウを有しており、優位性等が具体的に示されているか。
- ・ コーディネーター及びサブコーディネーターについて、事業を総括するために必要な知識や実績を有する人材の配置がされているか。

##### (エ) 業務遂行能力

- ・ 事業実施にかかる十分な業務受託体制となっているか。
- ・ 業務実施スケジュールは適切か。

##### (オ) 経済合理性

- ・ 提案内容及び事業予算額は、費用対効果の観点から、合理的であるか。
- ・ 見積額及び積算内訳、根拠は適当であるか。

#### (5) 第1次審査（書面審査）の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

#### (6) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。

(ア) 実施日時 令和6年6月21日（金）午後（予定）

(イ) 実施場所 三重県津市栄町1丁目891 三重県合同ビル1階 G101会議室

(ウ) 説明方法 提出した企画提案書及び見積書によるものとする。

※プレゼンテーションの要否及び実施日時については、令和6年6月17日（月）以降に、企画提案資料に記載の連絡先に電子メール等で連絡します。

※プレゼンテーションの実施日・開催場所については、応募件数等、事情により変更

になる場合があります。

選定結果は選定後プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知するとともに、三重県のホームページに公表します。

#### (7) 業務委託契約の締結

最優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議のうえ、業務委託契約を締結します。

### 7 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

(1) 質問の受付期間 令和6年5月22日(水) 17時00分まで

(2) 質問の方法

文書(様式自由、A4規格版)にて行うものとし、ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で提出すること。

(3) 質問の内容

質問は、原則として当該業務委託にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできません。

(4) 質問に対する回答

質問内容に対する回答は、令和6年5月27日(月)までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

### 8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し

(3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(様式2)

### 9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求め

る場合がある。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県雇用経済部県産品振興課において行う。

## 10 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとする。対象経費は事業の実施に真に必要なものに限る。

### 11 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

### 12 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

### 13 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

### 15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

### 16 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

### 17 その他

- (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とする。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (4) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。

## 18 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課営業推進班 担当：鈴木、山村

Tel : 059-224-2386 FAX : 059-224-3024 E-mail : eigyo@pref.mie.lg.jp